

OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER



目次

1

【民事裁判】

「元裁判官が語る 判決書から見た民事裁判」(続編)

中本 敏嗣

2

【EU法】

CSDDDの施行に伴い必要となる
人権・環境デューディリジェンスの対応

土岐 俊太

3

【憲法、民法、戸籍法】

選択的夫婦別氏制度導入の議論をめぐる状況

朝田 百合子

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【民事裁判】

「元裁判官が語る 判決書から見た 民事裁判」(続編)



大江橋法律事務所 弁護士
中本 敏嗣

▶ PROFILE

toshitsugu.nakamoto@ohebash.com

第1 はじめに

私は、本年2月、「元裁判官が語る 判決書から見た民事裁判」(新日本法規出版)を刊行しました。これは、約40年間にわたる裁判官等の生活(裁判官31年、訟務検事7年、国税不服審判所首席審判官2年)を踏まえ、長年判決書を作成した元裁判官の立場から、民事裁判の在るべき姿を探求したものです。

現在は、定年退官して弁護士をしていますが、本稿では、上記拙書の「続編」として更に民事裁判について語りたいと思います。

第2 在るべき判決書

判決は、当事者の主張(問い)に対する裁判所の最終判断(回答)です。国家機関である裁判所が当該事件に対して公権的な立場から判決書をもって白黒の判断をするものですから、判決書は、未成品や瑕疵あるものは問題外であって、瑕疵のない完成品であるべきことは当然ですが、それだけでなく、一定以上の水準を保ち、紛争解決に資するものであることが要求されます。陶芸家は気に入らない作品を割ってしまうといわれます。裁判官は、判決書として作品を必ず外に出さないといけない仕事ですが、向き合う姿勢としては同じであるべきです。

判決書は、主として、争点及び争点に対する当事者の主張の摘示、争点に対する裁判所の判断から構成されますが、重要なのは結論だけでなく結論に至る判断過程を分かりやすく説得力を持って説示することです。裁判所内では、「簡にして

要を得た判決」が望ましいといわれていますが、実際には、そういう判決書を起案することは容易ではなく、長くて冗長なものになりがちです。裁判官は、日々自己研鑽をするだけでなく、合議や当事者との議論を通じて、ものの見方を鍛えられます。より良い判決、質の高い裁判の実現を目指しますが、それなりの経験年数を経たとしても満足するにはほど遠いのが実情です。

第3 争点整理の重要性

良い判決かどうかは、争点整理が充実していたかどうかにかかっています。判決は、争点整理の結果を反映するので、判決書を見れば、争点整理が充実していたか、形式的で不十分なものだったかが分かります。民事裁判では争点整理が何より重要です。

争点整理を充実させるためには、訴訟全体を取り仕切る裁判官の力量だけでなく、当事者・代理人間の事前の十分な協議、代理人の期日に向けた準備、裁判所と当事者・代理人が期日において十分な協議をすることにより争点を深掘して実相により近づいていこうとする姿勢などが欠かせません。

平成10年施行の改正民事訴訟法以前の審理運営につき、期日が単に準備書面の提出・交換の場になっており、事実主張や証拠申出が五月雨的になされることが多かったという反省を踏まえ、同改正法の下では、争点中心型審理を行うことによって審理の充実・促進を図る必要があり、そのためには、期日で口頭協議・議論を積極的に行うことが不可欠であると唱えられました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

例えば、裁判所と代理人が紛争の実相を絶えず念頭に置き、それに焦点を当てた主張立証をすべきことを協議し、実践することによって、審理が引き締まります。しかし、口頭議論が形骸化しており、争点整理が十分でないとの批判は絶えません。審理が膠着状態のままということもあります。争点整理が不十分で、判決が想定されたレベルでないことの最終的なつけは、当事者に跳ね返っていくので、問題は深刻です。

第4 集中証拠調べ

平成10年施行の改正民事訴訟法以来、集中証拠調べが実務に定着しました。原告1～2人、被告1～2人、各30～40分程度尋問して、1期日で証拠調べを終了するのが一般的です。集中証拠調べは、充実した争点整理が行われたことを受けて、真の争点についてポイントを絞って質問するのが民事訴訟法の建前ですが、実際には、争点整理が不十分だったり、代理人が問題意識を欠いたままに質問をしたりすることもあります。裁判官は、証拠調べに入るまでに暫定的な心証を持った上で証拠調べに臨みますので、尋問中は自らの暫定的な心証が裏付けられたといえるかどうかに関心があります。代理人の尋問終了後に行われる裁判官の補充尋問は、裁判官の疑問点や心証などが窺える重要な機会です。

第5 民事裁判とイメージ

当事者・代理人からは、それぞれの立場から主張立証を尽くしているが、判決が言い渡される最後まで勝敗が分からないと言われることがあります。しかし、裁判官は、多数の同種事件を担当しており、事件類型に応じて予想される争点、提出されるべき証拠が想定でき、各種証拠の信用性評価の経験を重ねていますので、

担当事件の結論自体は比較的出しやすいものです。特に、ベテラン裁判官ですと、訴訟の初期段階での訴状や準備書面を見ることにより、事件のスジと今後の展開、勝敗の行方がおおよそ予測でき、訴訟の中盤、終盤段階では、その予測が正しいか、何か他の問題が生じないかを確認する作業が中心になり、その際には、事件の落ち着き(スワリ)を重視します。

私は、事件のイメージを大切にしていました。イメージが掴めておれば、訴訟指揮が的確に行え、事件の円滑な進行が図られ、紛争の実相を捉えた上で、良い判決が書けます。高裁勤務のときに地裁や家裁の判決を沢山読みましたが、担当裁判官は、事件が十分イメージできていない、その結果見立てを誤った判断をしているなど考えることがありました。

第6 適正・迅速な裁判

民事裁判の使命は、適正・迅速な裁判といわれます。迅速に処理するが雑で拙速と思われる裁判官、逆に、判断は適正だが審理に長期間かかり丁寧過ぎる裁判官など様々ですが、適正と迅速という両者の調和が重要です。裁判が遅過ぎるとの批判は根強く、「裁判の遅延は正義の否定」ともいわれますが、他方で、審理期間の長短を指標とする訴訟の迅速化自体は利用者の満足度に直につながっていないとの民事訴訟利用者調査結果もあります。

裁判官は、事案の内容、当事者の数、争点の数や性質等を考慮し、それに相応しい時間をかけて審理内容を充実させ、合理的期間内に、適切な事実認定及び判断、それを踏まえた妥当な結論を出すことを心掛けています。これが適正・迅速な裁判の実現と考えられます。当事者の立場からすれば、結論の適正だけでなく、いつまでに何を行い、いつ裁判が終わるかといった審理見通しも重要ですので、裁判所と代理人は、この点を意識しながら、短期的、中期的な審理計画を立て、認識を共有する必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第7 事実認定の重要性と困難性

1 適正な裁判が実現されたといえるためには、最終の判断内容（結論）が適正である必要があります。そのためには、事実認定とそれを踏まえた判断が適正でなければなりません。事実認定がまず重要です。事実認定が間違っておれば、その後の判断は意味がありません（砂上の楼閣）。当事者は、難しい法的判断はともかく、自らが一番知っている事実について裁判所が間違っただけで認定をすることは絶対に納得しません。また、ある著名冤罪事件の真犯人は、虚偽の供述により無実の者を共犯者として巻き込んだことについて、「自分の嘘を見抜けなかった裁判官は私以下の馬鹿だ」と言ったそうです。

もっとも遠山の金さんとは異なり、現在の裁判は、裁判官が事実関係を知らないこと、当事者と利害関係がない中立・公平な第三者であることを大前提としています。したがって、裁判官は、常に事実認定を間違っておそれを抱えながらも、できる限り真実、客観的事実に近づいた事実認定を行うように努力をしています。

2 民事裁判では、争いがある事実については、弁論の全趣旨のほか、証拠による事実認定をしなければなりません。証拠の取捨選択や人証での尋問は代理人の腕の見せ所ではありますが、実際の事件では、裁判官は、書証が最重要証拠であるとの立場から出発し、まず契約書などの処分証書や重要な報告文書があるか否か、それが作成者とされる者の意思により作成されたものかを重視します。当事者・代理人によっては、証人や本人の供述が最も重要だと考える人もいますが、供述の信用性には疑問が生じやすく、間違っただけで事実認定につながりやすいので、供述にすぐに飛びついたり、これを過大評価し過ぎたりすることは戒められています。

事実認定に当たっては、書証の記載内容や人証の供述の信用性の評価が欠かせません。事実認定を間違わない方策として、争いがない事実や客観的証拠により裏付けられる事実等を動かし難い事実としてまず確定し、動かし難い事実との整合性を

重視しながら、書証の記載内容や供述内容の信用性を検討します。動かし難い事実が少なく供述を軸に置かなければならない事案では、事実認定が困難です。当事者の主張立証活動が低調なことが事実認定を誤る原因の場合もありますので、裁判所は、積極的に積明権を行使したり、代理人と議論をしたりすることにより、事態を打開しようと努力します。場合により、その段階における心証を前提とした和解勧告をすることもあります。

第8 判例の位置づけ

裁判官は、判例を重視します。我が国は成文法主義を採用しているといわれますが、条文の規定が比較的簡略で解釈を要することが多いこともあり、最高裁の判例はいうまでもなく、高裁や地家裁の裁判例も無視できません。具体的事例における判例の射程や事案の異同を十分検討しない代理人がいますが、説得力に欠ける主張になります。問題となるのは、研究者の論文等の位置づけです。その重要性は否定できませんが、実際の事件では、判例や裁判例ほどには重視されていないというのが実情と思われます。

裁判では、予測可能性、社会・経済への影響の大きさなども考慮されることから、裁判所は、保守的な判断になりがちな面はありますが、それでも単に判例べったりという訳ではありません。社会・経済の変化の流れや国民の意識には常に関心を持ちながら、個別具体的な事案における妥当な解決を目指して検討を重ねます。

新たな権利（保護法益）生成を求める訴訟や政策形成訴訟などが増えていますが、裁判所がこれに適切に対応するためには、代理人の役割は重要です。裁判官は、問題とされる事柄が立法論にとどまるのか、法律解釈としても採用が可能なのかを常に考えるので、代理人としては、従来の判例や裁判例の延長としても判断できるとする理由、そうとしない場合には、新たな判断を

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

要求する理由を説得力を持って主張する必要があり、それにより、裁判所が真剣に受け止め、一歩進んだ判断が可能になります。

第9 和解の位置づけ

民事裁判の終局方法には、主として、判決と和解があります。

裁判官は、事案に応じて、最も相応しい解決手段は何かという面から、判決と和解を使い分けており、当事者、代理人に接します。代理人からは、時として、判決をしたくないから和解を勧めるとか、和解をすれば判決しなくてよいためから裁判官は楽だということをいわれることがありますが、実際には、そんなことはありません。特に、当事者が国や地方公共団体、会社等で企業規模が大きい場合などでは、当事者の立場(国や地方公共団体の場合、行政の妥当性、国会・議会や議員への説明、マスコミや国民・市民の評価等が、企業の場合、株主や社会への説明などが判断要素に入ります。)も考慮しながら、当該事案では判決より和解が望ましい理由を当事者・代理人に説明し、説得して納得を得るため、かなりの負担を背負っており、むしろ、判決をした方が楽だという場合もあります。

第10 民事裁判のIT(デジタル)化

1 裁判所では、令和2年2月から、一部の地裁本庁でTeamsを利用したウェブ会議による争点整理手続の運用が開始され、その後各地の裁判所で順次運用が拡大されました。折しも新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、想定以上に順調な運用となりました。令和5年3月からは当事者双方がウェブ会議により和解期日や弁論準備手続期日に参加することが可能になり、令和6年3月からはウェブ会議による口頭弁論期日の実施も可能になりました。

ウェブ会議の導入は、弁護士や当事者(特に会社担当者)にとり法廷に出頭しなくて済み、時間の有効活用が図られたり、出張費の節約も図られたりすることなどから、かなり好評です。しかし重要なのは、便利なITツールを活用して、争点整理を更に充実させ、より質の高い判決を実現することにより、民事裁判の紛争解決機能を強化することです。そうすることにより、当事者、国民の信頼確保につながります。単にIT化したからといって自動的に民事裁判が更に良くなるものではありません。裁判所では、問題意識を持って様々な工夫をした取組を進めていますが、今後とも裁判所と当事者・代理人の協働作業が必要になります。

2 令和4年5月成立の改正民事訴訟法により、令和8年5月までに、訴訟記録の原則電子化、弁護士等につき訴状等のオンライン提出・受け取りの義務化が実施されることになっています。既に企業では裁判所よりもかなり早くからペーパーレス化が実現されているところですが、法曹界では大改革になります。重い記録の持ち運びの負担から解放される利点はあるものの、常にパソコン画面を見つめる仕事になりますから、記録の読み方や心証の取り方など、これまでとは発想を大きく変える必要があります。裁判官に任官した際の頃、先輩裁判官から、当事者の主張を正しく理解するためには「行間をしっかりと読め」と指導されましたが、電磁的記録の下では困難な作業です。裁判官は疑問点を適宜質問すること、代理人は従来以上に要点を絞りつつも真意を伝える準備書面を作成することがそれぞれ求められます。

また、企業を中心に紙媒体の契約書や連絡書面等が激減し、メールその他の電磁的記録が増えていることから、裁判所に提出される証拠も電磁的記録が増えています。もともとの中には、当事者・代理人が争点を意識し整理した上での提出ではなく、問題となる対象期間中の膨大な電磁的記録をそのまま証拠提出するものが多くなっており、この傾向は更に進むことが懸念されますので、これまで以上に争点整理及び証拠の整理が重要になります。

3 今後判決は、従来の紙ベースの判決書から判決の内容を

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

記録した電磁的記録（電子判決書）に変更されます。IT化における判決の在り方は重要な検討課題です。裁判員裁判（平成21年5月開始）における刑事事件判決の在り方を巡っては、精密司法から核心司法への脱却が唱えられ、従来の重厚長大な判決書からかなり簡略でポイントを突いた判決書に大きく変わりました。民事裁判でも、これは参考になります。目指すべき方向としては、中心的争点に焦点を当て、簡にして要を得た、しかも、分かりやすい判決が考えられますが、最終的には、裁判の利用者である当事者、国民の要求に十分応えているかどうかが問われます。

第11 おわりに

企業や国民にとって、裁判は特異な存在でしょう。日々の業務には無関係としても、状況によっては、自ら訴えなければならぬときや、相手から訴えられることがあるので、無視できない存在です。権利利益の擁護のための最後の砦として、裁判所が果たすべき役割には大きいものがあります。私自身、弁護士として裁判に更に関心を持つことは当然のことですが、それにとどまらず、これまでの経験を踏まえて幅広く情報発信ができればと考えています。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

[EU法]

CSDDDの施行に伴い 必要となる人権・環境 デューディリジェンスの対応



大江橋法律事務所 弁護士 /
ニューヨーク州弁護士
土岐 俊太

▶ PROFILE

shunta.doki@ohebashiri.com

第1 はじめに

今や多くの日本企業において、「ビジネスと人権」に関する取組が行われており、自社・グループ会社だけではなく、サプライチェーンをも対象とした人権デューディリジェンスが行われることが増えてきました。

「ビジネスと人権」に関する先進的なルール作りが行われている欧州連合(EU)では、「ビジネスと人権」に関する新たなルールとして、2024年7月、EUが一定の企業に人権・環境デューディリジェンスを義務付ける、コーポレートサステナビリティデューディリジェンス指令(以下「CSDDD」といいます。)^{注1}が発効しました。

本稿では、CSDDDの施行に伴い必要となる人権・環境デューディリジェンスの対応に焦点を当ててご説明したいと思います。なお、紙面の都合上、CSDDDの内容をすべて網羅的に説明することはできないことから、重要な点に絞って概説することにします。

第2 CSDDD成立・発効の背景

まず、EUにおいてCSDDDが成立・発効した背景を説明します。CSDDDの導入が議論される以前から、EU加盟国の中には、国内法レベルでは、人権や環境についてデューディリジェンスに関する法律を既に定めている国もありました。例えば、2017年のフランスの企業注意義務法(Devoir de Vigilance)は、フランスに拠点を置く一定規模の企業に人権デューディリジェンス義務を課し、定期的に「注意義務計画」を公表することを義務付けて

います。ドイツでも、サプライチェーン・デューディリジェンス法(Lieferkettengesetzes)が2023年から施行されています。これらに加えて、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「UNGPs」といいます。)をはじめとするソフトローの枠組みの中で自主的な取組を積極的に行っている企業もありましたが、そうした自主的な取組には限界があるとして、より広範な改善を行うよう指摘がありました。また、EUが単一市場であることを考慮すると、一部の加盟国が関連する法律を制定しているにもかかわらず、他の加盟国がそのような法律を制定していない状況は、公正な競争条件の観点から適切ではなく、EU域内で統一された内容のルールの作成が求められていました。さらに、企業のサステナビリティ・デューディリジェンスの報告を定めたEUの企業サステナビリティ報告指令と同等性を持たせるためにも、企業の人権・環境デューディリジェンスに関する実質的及び手続的なルールが急速に必要とされていました。CSDDDは、こうした懸念を踏まえ、人権・環境デューディリジェンスに関する義務を定めるものです。

CSDDDは、2024年2月の欧州理事会で承認されることが予想されていましたが、その時点では承認されず、延期された経緯があります。これは、ドイツやイタリアなど一部の国が「企業に過度な負担を強いる」として反対したためです。例えば、ドイツでは、連立与党で企業の後ろ盾でもある自由民主党(FDP)が、CSDDDは企業にとって大きな負担になると主張しました。

注1 CSDDDの原文については、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760 をご参照ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ベルギー政府がCSDDDの調整案を作成し、同年3月15日に欧州理事会が最終的に合意しましたが、この調整の結果、採択されたCSDDDの内容は限定的なものとなりました。欧州議会が同年4月24日にCSDDDを採択した後、欧州理事会が同年5月24日にCSDDDを正式かつ最終的に採択したため、CSDDDは欧州議会議長及び理事会議長の署名後にEU官報に掲載され、同年7月25日に正式に発効しました。

第3 CSDDDの内容

1 適用対象企業の範囲

まず、CSDDDの対象企業ですが、EU域内の企業とEU域外の企業とで基準となる従業員数と売上高が異なります。まず、EU域内の企業については、従業員数が1,000人を超過しており、かつ、全世界での売上高が4億5,000万ユーロを超える企業が対象となります。一方、EU域外の企業については、EU域内における売上高が4億5,000万ユーロを超える企業であれば対象となります（EU域外の企業の場合には、従業員数の要件はありません。）。EU域内の企業だけではなくEU域外の企業もCSDDDの対象になる理由は、EU域内で重要な事業を展開するEU域外の企業を対象としなければ、企業、その子会社、企業の「活動の連鎖」におけるビジネスパートナーのそれぞれの事業に関して、人権・環境への悪影響に対処するというCSDDDの目的を十分に達成することができないためとされています。

2023年12月時点でCSDDDが暫定合意されていた段階では、原則として、全世界での売上高が1億5,000万ユーロ超で従業員数が500人超のEU域内企業と、EU域内で1億5,000万ユーロ超の売上高を有するEU域外企業に適用されることになっていたものの、第2で述べた政治的な調整の結果、これらの要件は変更されました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 デューディリジェンスの対象と範囲

CSDDDの下では、デューディリジェンスは企業やその子会社の事業活動だけでなく、「活動の連鎖」に関連するビジネスパートナーの事業活動も対象となります（3条）。その結果、対象となる企業は、サプライチェーンにおける人権や環境への潜在的または顕在的な悪影響を特定し、対処するためのデューディリジェンスを実施する義務があります。「活動の連鎖」の範囲には、原則として、①企業による商品の生産またはサービスの提供に関連する、企業の上流側の取引先の活動と、②製品の流通、輸送、保管に関連する、企業の下流側の取引先の活動であって、取引先が企業のために、または企業に代わってこれらの活動を行う場合の双方が含まれます。一方で、規制対象となる金融セクターについては、①の上流側のみを対象としており、下流側は対象となりません。

3 会社が履行すべき義務

人権・環境デューディリジェンスは、リスクベースのアプローチで行われますので、リスクをマッピングして、評価することになります。対象企業がまず行う必要があるのは、リスク管理のプロセスにおいてデューディリジェンスに関する方針を策定することです（第7条）。そのうえで、対象企業は、自社、子会社、「活動の連鎖」から生じる人権や環境に関する「実際のまたは潜在的な悪影響」を特定し、評価しながら（第8条）、これらの悪影響にどのような優先順序で対処すべきか検討していくこととなります（第9条）。優先順序を考える際には、その悪影響がどの程度深刻か、そして、どの程度発生する可能性が高いかを考慮することとなります。原則として潜在的な悪影響がある場合にはこれを防止し、既に発生した実際の悪影響については是正措置を講じることで影響を最小限に抑えることが必要です（第10条～第12条）。また、リスクの特定・評価、リスクの予防計画の策定、取引の終了といった各段

階に応じて、ステークホルダーとの間のエンゲージメントも求められます(第13条)。さらに、対象企業は、守秘義務に違反しない建付けで、第三者の人権・環境のリスクに関する情報や懸念を申告する苦情処理手続を確保することも求められます(第14条)。その申告に十分な理由がある場合には、対象企業は、適切な対応をとらなければなりません。

なお、デューデリジエンスは一過性のものであってはならず、デューデリジエンス措置の有効性は継続的に(少なくとも12か月ごとに)監視されるべきとされます(第15条)。対象企業は、年次報告書を公表することも義務付けられます(第16条)。

4 違反した場合の制裁

CSDDDには、制裁に関する規定も置かれていることが特徴です。加盟国は、CSDDDに従って採択された国内規定の違反に適用される罰則に関する規則を定めるための措置を講じることになりますが、金銭的な罰則が課される場合、当該罰則は企業の全世界の売上高に基づくものとし、罰金の上限は、罰金の決

定に先立つ会計年度における当該企業の売上高の5%以上とされます(第27条)。企業が故意または過失により義務に違反し、自然人または法人の法的利益に損害を与えた場合、企業が責任を負うこととなりますが、その損害がその「活動の連鎖」におけるビジネスパートナーのみが引き起こしたものである場合には、その責任を負わないこととされています(第28条)。

なお、CSDDDは、結果責任ではありません。いかなる状況においても、人権・環境に対する悪影響が生じないことや悪影響が防止されることを結果として保証する義務を企業が負うべきでないといわれています。

5 CSDDDの適用開始時期

CSDDDの発効(2024年7月)から2年以内に、対応する国内法を制定する各EU加盟国がCSDDDを適用します。具体的な適用時期は、企業の規模に応じて以下の通りです。

企業の所在	従業員数及び売上	適用時期
EU域内	平均従業員数が5,000人超、かつ、前会計年度における全世界での売上高が15億5,000万ユーロ超の企業	2027年
	平均従業員数が3,000人超、かつ、前会計年度における全世界での売上高が9億ユーロ超の企業	2028年
	平均従業員数が1,000人超、かつ、前会計年度における全世界での売上高が4億5,000万ユーロ超の企業	2029年
EU域外	前会計年度におけるEU域内での売上高が15億5,000万ユーロ超の企業	2027年
	前会計年度におけるEU域内での売上高が9億ユーロ超の企業	2028年
	前会計年度におけるEU域内での売上高が4億5,000万ユーロ超の企業	2029年

6 デューデリジエンスに関する今後の規制の追加要件に関する規定

CSDDDは今回で内容が固定化されるものではなく、今後

内容が追加される可能性があります。具体的には、CSDDDは、将来、デューデリジエンスの追加要件を設ける可能性について言及しており、CSDDDの発効日から2年以内に報告書を提出するよう提案しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第4 日本企業にとっての注意点

1 CSDDDの対象とならない企業

CSDDDの対象企業の基準は上記のとおりであり、対象となる日本企業にとってCSDDD施行に向けた対策は不可欠です。加えて、CSDDDの対象とならない企業であっても、CSDDDの適用を受ける企業のサプライチェーンにある企業は、対象企業からCSDDDに関する対応が求められる結果として、間接的に影響を受ける可能性があります。現在においても、取引先からサステナビリティに関する対応(たとえば、契約書にいわゆるサステナビリティ条項を導入すること)を求められた場合に、過度な負担が課せられるということも実情としては少なくありません。過度な負担が課せられていないか検討するためには、CSDDDで何が求められているか、適切に把握することが不可欠となります。取引先が何らかの具体的な人権に関

する情報を有していることもあるため、サステナビリティに関する対応を求められた企業としては、逆に、当該取引先が有する情報の共有を義務付けることを検討・交渉することが考えられます。

2 UNGPsとCSDDDのすみ分け

既にUNGPsに関する対応を行っている日本企業のご担当者も少なくないと思いますが、UNGPs対応とCSDDD対応のすみ分けをどうやって行うべきか、という問題もあります。(特にCSDDDの対象となる企業としては、)CSDDDにさえ準拠していれば、企業は必要な責任を果たしており、法的責任を負うリスクを回避するということになるのでしょうか。

CSDDDはUNGPsと比較すると、いくつかその内容に違いがあります(以下は一例です。)

	UNGPs	CSDDD
対象企業	すべての企業(中小企業も含む)	従業員数及び売上額が一定の企業(多くの大企業も除外)
DDの対象	川上・川下のすべて	川下の一部(製品の廃棄等)は含まない
対象となる人権	すべての人権	限定的 (附属書に記載された人権の「濫用」(abuse)のみ) ※すべての加盟国が批准している文書のみ
年次報告書の公表	定めなし	義務化
拘束力	なし(ソフトロー) 義務の解釈指針になる可能性あり	あり (民事責任や強制執行の規定)

UNGPsでは、バリューチェーンの中で、企業が自らの活動を通じて引き起こしたり、貢献したりする活動や、取引関係を通じて直接的に結びついた活動を考慮対象とすることを求めています。一方、CSDDDでは、販売、使用、製品廃棄の段階で行われる川下の活動は除外されています。また、企業にすべての人権へ

の影響を考慮するよう求めているUNGPsと比較して、CSDDDでは「人権への悪影響」は附属書に記載された人権の「濫用」に限定して定義されており、企業が考慮しなければならない人権がCSDDDでは限定的であるとの考え方もあります。他方で、年次報告書の公表のように、UNGPsには定められていなかった

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ものの、CSDDDで新しく定められた内容もあります。

このようにCSDDDとUNGPの内容は包含関係にはないので、一方だけ対応すれば足りるものではなく、(特に対象企業については、)双方について対応を行うことが求められています。もちろん、UNGPについては、ソフトローですので、拘束力はありませんが、海外では企業の義務違反の有無が争われた際に、UNGPを一つの解釈指針として考慮した裁判例もあります。**注)2** そもそも、適切な取組を行っていない場合には、法務リスクに限らず、不買運動へ発展するリスクや取引先から取引を拒絶されるリスク、資金調達が困難となるリスク等もありますので、日本企業としては、CSDDDとの関係でもUNGPとの関係でも適切な対応を行うことが求められます。

3 準備を始める時期

第3の**5**で述べたとおり、対象企業のうち、最も早いものでは2027年からCSDDDに取り組む義務が発生します。CSDDDには不明瞭な点もいくつかあり、ガイドラインが出ていない現時点では完全な対策を講じることが難しいというのが実情です。たとえば、上記のとおり、CSDDDは権利の「濫用」という概念を用いていますが、これはUNGPでは見られなかった概念であり、企業としてはどう判断すればよいのか判断基準があいまいです。また、「濫用」があったかどうかを各国の裁判所が判断する必要がある場合、各国の裁判所にとって判断が難しい問題となる可能性さえあります。

さらにいえば、EU加盟国はCSDDDが要求する内容を国内法に反映させることとなりますが、その過程でEU加盟国が、CSDDDよりも厳しい規制を国内法に導入することは禁止されておらず、一部の加盟国がCSDDDより厳しい規制を導入する可能性があるため注意が必要です。

ガイドラインが出ていない中で、また、EU加盟国の国内法が成立しない段階で、完全な対策を講じるための体制を整えるのは

困難ですが、ガイドラインが公表されてからでは、対策に間に合わなくなるおそれがあります。基本的には、まずは現在行っている取組がUNGPに従っているか確認をし、必要に応じて取組を修正した後、ガイドラインが公表された段階で、CSDDDの要件との関係で取組を変更する必要があるか検討することが合理的だと思われる。

4 今後のアップデートを注視する必要性

3で述べたとおり、自らの企業に適用のあるEU加盟国の国内法がどのような内容になっているのかも検討することになります。仮に一部のEU加盟国がより厳しい規制を導入している場合には、それぞれの国によって対応を変えることは実務上困難な場合もあるので、最も厳しい国の規制に合わせて対応する等の方法が考えられます。さらにいえば、政治的妥協の結果、CSDDDに導入されなかった条項がいくつかあり、今後の改正の際に導入される可能性もあるので注意が必要です。

また、特に環境に関連する点ではありますが、CSDDDと近年の気候変動関連訴訟の進展とが相まって、気候変動に対する企業の説明責任の強化につながる可能性が否定できません。CSDDD違反を気候変動関連訴訟の根拠として裁判が起こされる可能性も否定できず、CSDDDの規定で不明確なものは訴訟によって新たなルールが明確化される可能性もありますので、裁判例の動向の定期的な確認も不可欠です。

注)2 たとえば、2021年、オランダのハーグ地方裁判所が石油会社に対して排出量の削減を命じる判決を下しましたが、同裁判所は、明文化されていない社会通念上の規範(オランダ民法の不文律的注意義務)を解釈する際、UNGPの内容を考慮しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 おわりに

ここまで、CSDDDの施行に伴い必要となる人権・環境デューデリジェンスの対応について説明してきました。もっとも、CSDDDは成立したばかりで、今後公表されるガイドライン等の内容次第では、採るべき実務対応も変わる可能性がございます。具体的な事案の検討にあたっては常に最新の情報を確認することが必要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

選択的夫婦別氏制度 導入の議論をめぐる状況



大江橋法律事務所 弁護士
朝田 百合子

▶ PROFILE

yuriko.asada@ohebashi.com

第1 はじめに

2024年3月8日、東京・札幌の地方裁判所で、合計12人の原告が、選択的夫婦別氏制度の実現を求める集団訴訟を提起しました。また、同年6月18日には、一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」といいます。）が、「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」とのタイトルで、選択的夫婦別氏制度の早期実現を政府に提言しました。**注1** このように、昨今、選択的夫婦別氏制度の導入を求める複数の動きがあり、同制度の注目が高まっています。

選択的夫婦別氏制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏（姓、名字）を称することを認める制度であり、一般に選択的夫婦別姓制度とも呼ばれています。日本においては、現行民法の下で、婚姻に際しては夫又は妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければならないとする夫婦同氏制度が定められており、夫婦別氏は認められていません。そして、上記のとおり制度上は夫の氏・妻の氏のいずれの氏を選ぶことも可能ではあるものの、実際上は、約95%の夫婦が夫の氏を選択しています。**注2** しかしながら、女性の社会進出等に伴い、改氏による職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など様々な不便・不利益が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見は徐々に増えており、これまでも司法の場で夫婦同氏制度の合憲性が争われてきました。

本稿では、選択的夫婦別氏制度の導入にかかる議論と関連して、これまでの裁判所の判断や海外の現行制度をご紹介します。

第2 夫婦同氏制度

現行民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めています（以下「本件規定」といいます。）。この夫婦同氏制度の意義としては、夫婦と子からなる家族の一体性を実現し、家族の客観的、精神的な絆を形成するのに役立つこと、社会的に夫婦となったことを自覚させること、夫婦であることの社会的公示手段となることなどが挙げられています。**注3** これに対して、夫婦同氏制度に反対し、選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する意見には、氏を変更することによって生じる現実の不利益があること、氏を含む氏名が、個人のアイデンティティに関わるものであること、夫婦同氏を強制することが、婚姻の障害となっている可能性があることなどを理由とするものがあります。**注4**

注1 一般社団法人日本経済団体連合会「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」
https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/044_honbun.pdf#page=1

注2 男女共同参画局「夫婦の姓（名字・氏）に関するデータ」
<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html>

注3 二宮周平編『新注釈民法（17）親族（1）』168,169頁（有斐閣、2017）

注4 法務省「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」よくある質問Q2
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 判例の動向

これまで、選択的夫婦別氏制度の導入を求めて3回の集団訴訟が提起されました(3回目の訴訟は現在も係属中)、最高裁は過去2回の訴訟において、夫婦同氏制度は合憲であると判断してきました。以下、それぞれの訴訟についてご紹介させていただきます。

■ 第1次選択的夫婦別氏訴訟 (最判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁)

(1) 事案の概要

原告らは、婚姻前の氏を通称として使用している者又は氏の選択をせずに提出した婚姻届が不受理となった者で、本件規定が憲法13条、14条1項、24条又は女子差別撤廃条約に反するものであって、夫婦同氏制度に加えて夫婦別氏制度という選択肢を新たに設けない立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けると主張して、被告国に対し、精神的損害の賠償金の支払を求めました。第1審、原審とも、本件規定が憲法13条や24条、女子差別撤廃条約に反するものとは認めず、本件立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとは解されないとして原告らの請求を棄却すべきものとしたため、原告らが上告しました。

(2) 判旨

最高裁は、次のように判断して、原告らの上告を棄却しました。

- 「現行の法制度の下における氏の性質等に鑑みると、婚姻の際に『氏の変更を強制されない自由』が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえず、本件規定は、憲法13条に違反しない。
- 「本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、

夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく、本件規定は、憲法14条1項に違反しない。

- 憲法24条の適合性は「当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきもの」である。夫婦同氏制について検討すると、一方でこの制度が社会に定着してきたこと、同氏により同じ家族の構成員であると実感することに異議があることなどが認められる。他方、改氏によるアイデンティティの喪失感や個人の社会的な信用、評価、名誉感情等の維持の困難さなどの不利益、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的に多いことから女性がそうした不利益を受けることが多い現状、それら为了避免するため、婚姻をしない選択をする者の存在などが認められるが、上記不利益は、通称使用の広まりにより一定程度は緩和され得る。これらを総合的に考慮すると、夫婦同氏制が「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはでき」ず、憲法24条に違反しない。
- なお、選択的夫婦別氏制に合理性がないわけではないが、夫婦同氏制の採用は「婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく」、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(3) 補足

本判決においては、多数意見に対し、3名の女性裁判官全員を含む5名の裁判官が、憲法24条違反の判断を示しました。これによれば、改氏による同一性識別の困難性、96%を超える夫婦が夫の氏を称している背景にある現実の不平等と力関係に対する配慮のなさ、夫婦同氏制が婚姻の自由の制約であること、通称使用は欠陥を有していること、通称使用はむしろ氏の変動による支障の証左といえることから、本件規定は合理性を欠くとされました。

2 第2次選択的夫婦別氏訴訟 (最決令和3年6月23日判タ1488号94頁)

(1) 事案の概要

原告らは、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載して婚姻の届出をしたところ、国分寺市長からこれを不受理とする処分を受けたため、同処分が不当であるとして、戸籍法122条に基づき、同市長に上記届出の受理を命ずることを申し立てました。家庭裁判所では却下審判がなされ、原告らが即時抗告したところ、原審でも棄却決定がなされたため、原告らが特別上告を申し立てました。

(2) 決定要旨

最高裁は、次のように判断して、原告らの特別抗告を棄却しました。

- 民法750条の規定が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例であり(上記1判決)、上記規定を受けた戸籍法74条1号の規定もまた憲法24条に違反するものでないことは、その判決の「趣旨に徴して明らか」である。同判決以降の「女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、いわゆる選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の

割合の増加その他の国民の意識の変化といった原決定が認定する諸事情等を踏まえても」同判決の判断を変更すべきものとは認められない。

- 立法政策の相当性と夫婦同氏制の合憲性とは「次元を異にし、この種の制度の在り方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」である。

(3) 補足

本決定には、複数の裁判官の意見等が付されていますが、その内、草野紘一裁判官の反対意見では、選択的夫婦別氏制を導入することによって向上する国民の福利は、同制度を導入することによって減少する国民の福利よりもはるかに大きいことが明白であり、かつ、減少するいかなる福利も人権又はこれに準ずる利益とはいえないにもかかわらず、同制度を導入しないことは、国会の立法裁量の範囲を超えるほどに合理性を欠くため、民法750条及び戸籍法74条1号(以下「本件各規定」といいます。)は憲法24条に違反するとされました。

また、宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官の共同反対意見では、①本件各規定は、当事者双方が、生来の氏名に関する人格的利益を喪失することなく婚姻中も同等に享受するため、夫婦同氏とせずに婚姻することを希望する場合であっても、夫婦同氏を受け入れない限り当事者の婚姻の意思決定を法的に認めないとする制約を課す規定であるところ、その制約に合理性があるとはいえず、憲法24条1項の趣旨に反するため、同条に違反する、②仮に平成27年大法廷判決(上記1判決)の判断枠組みによって判断するとしても、夫婦同氏制は個人の尊厳と両性の本質的平等に適合しない状態を作出すること、同判決後の旧姓使用の拡大により同制度の合理性が喪失したこと、女子差別撤廃委員会の勧告で同制度の改正を要請されていることを考慮すれば、本件各規定は、国会の立法裁量の範囲を超えるほどに合理性を欠くため、憲法24条に違反する、とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 第3次選択的夫婦別氏訴訟(係属中)

2024年3月8日、合計12人の原告(事実婚の男女5組と法律婚の男女1組)が東京・札幌の両地裁に提訴し、選択的夫婦別氏を認めない民法や戸籍法の規定は憲法違反だとして、主位的には原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る地位にあることの確認、予備的には民法750条、同739条1項及び戸籍法74条1号を改正しないことにより、原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻することを認めないことは違法であることの確認を求め、また、国に対して損害賠償の支払を求めました。国側は、地位確認の訴え及び違法確認の訴えは「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)に当たらないから裁判所の審査権が及ばず、また、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても確認の利益が認められないから不適法である等と主張して争っています。^{注)5}

東京地裁に係る本訴訟の第一回口頭弁論期日は2024年6月27日に開かれ、また本稿執筆時点(同年8月23日時点)では

同年9月20日に第二回口頭弁論期日の開催が予定されています。第2次選択的夫婦別氏訴訟から3年以上が経過し、経団連からも選択的夫婦別氏制度の早期実現の提言がなされるなど社会情勢は変化していることから、今後の本訴訟の動向が注目されます。

第4 諸外国の制度

国際的に見ると、法務省において把握されている限りでは、夫婦同氏制度を採用している国は日本のみとされています。^{注)6} また、日本の夫婦同氏制度は、国連女性差別撤廃委員会や自由権規約委員会から複数回は正を勧告されている状況にあります。

夫婦の氏に関する制度は国によって様々ですが、諸外国では、例として以下のような制度が採用されています(2017年時点の情報となります。)^{注)7}。このような諸外国の制度や実態に目を向けることにより、選択的夫婦別氏制度のメリット・デメリットがより具体的にイメージできるようになると考えられます。

国名	制度・運用
米国、英国、ニュージーランド、カナダ(ケベック州を除く)	<ul style="list-style-type: none">基本的に、氏は詐害の意図がない限り自由に変更することができる。夫婦の氏の定めも自由。実際上は、妻は夫の氏を名乗ることが多い。
ドイツ、オーストラリア	<ul style="list-style-type: none">同氏を原則とするが、定めがない場合には別氏になる。夫婦の一方の氏を共通の氏とした場合、他方は、自己の氏を共通氏に前置又は後置して結合氏とすることもできる。
イタリア	<ul style="list-style-type: none">婚姻しても夫の氏は変わらない。他方、妻は自分の氏の後に夫の氏を結合させることが一般的となっている。夫の氏を結合させる義務はないため、自己の従前の氏をそのまま使うことも少なくない。
フランス	<ul style="list-style-type: none">伝統的に婚姻に伴う氏の法的な規制はない。慣習として、妻が夫の氏を使用することが一般的とされている(使用上の氏)。
韓国	<ul style="list-style-type: none">父系出自の観念が強く、妻の氏は、父の氏のままで変わらないとされている。日本とは逆に、強制的な夫婦別氏制度が採用されている。
中国	<ul style="list-style-type: none">法律上は、夫婦平等の権利として別氏を原則とする。同氏又は「冠姓」(自己の氏に配偶者の氏を前置するもの)も可能とされている。

^{注)5} 別姓訴訟を支える会「第三次訴訟の歩み」
https://bessei.net/3rd_trial/

^{注)6} 法務省・前掲Q12

^{注)7} 二宮・前掲 注1)178-182頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 おわりに

ここまで、現行の夫婦同氏制度に関する判例や婚姻後の氏に関する諸外国の制度をご紹介させていただきました。第3次選択的夫婦別氏訴訟の社会的注目は既に高く、今後も同訴訟に関連して選択的夫婦別氏制度の導入をめぐる議論が活発になされることが予想されます。本稿がその議論の理解の一助になれば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。